

令和3年度 九州共立大学 免許状更新講習受講者募集要項

1 免許状更新講習の目的

この講習は、教員免許更新制の免許状更新講習として文部科学大臣の認定を受けて開設するものです。免許更新制の詳細は、文部科学省のホームページ等をご参照下さい。

2 受講対象者

(1) 受講対象者

教育職員免許法等に定める免許状更新講習の受講対象者は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則等に定められています。今年度の受講対象となる方は、概ね次のとおりとなっていますが、講習を受けようとする方が受講対象者に該当するかどうかについては、各自の責任において、文部科学省のホームページ、あるいは、所属する学校等を管轄する都道府県の教育委員会等でご確認ください。また、各講習における受講対象は、別添A「令和3年度 九州共立大学 免許状更新講習一覧および講習内容」（以下別添A）でご確認ください。

（文科省「修了確認期限をチェック」掲載 URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm）

- | |
|---|
| ①旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）所持者で修了確認期限の2年2か月前から2か月前の方 |
| ②新免許状（平成21年4月以降に初めて授与された免許状）所持者で免許状に記載されている有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前の方 |

(2) 受講対象であることの証明について

現職教員の方は、ご自身が受講対象者であることを勤務する学校長等に証明していただく必要があります。「免許状更新講習受講申込書」に該当欄がありますので勤務する学校長等の証明を受けてください。また、現在、教員として勤務していない方は、前勤務先または教育委員会等の証明が必要です。証明者が不明な場合は、各都道府県教育委員会にご確認ください。

3 開設する免許状更新講習

本学が令和3年度に開講する免許状更新講習は、別添A内の「1. 講習一覧」をご参照ください。

4 受講の申込み等

(1) 申込み方法

1	受講者→本学	本学ホームページにて以下の①「免許状更新講習受講申込書」、②「免許状更新講習事前アンケート」をダウンロードし、必要事項を記入の上、①～④を本学へご郵送ください。（郵送にあたっては、<u>書類を折らずに角形2号（角2）封筒でご送付ください。</u>） 本学更新講習関係書類 URL：https://www.kyukyo-u.ac.jp/license/ ①免許状更新講習受講申込書 ・必ず、証明者記入様式に受講対象者であることの証明を受けた書類を添付してください。 ・申込書に貼付する写真と同じ写真を後日送付する受講票に貼付していただきますので、ご準備をお願いします。 ②事前アンケート ・受講希望の講習分をご回答の上ご提出ください。 ③ご本人確認ができるもののコピー（運転免許証・パスポート等） ④長形3号封筒 2通（仮受付および受講料振込のご案内等送付用） ・宛名及び宛先をお書きの上、84円切手を添付してください。
2	本学→受講者	締切（8月20日（金））後、開講が決定した講座については、「仮受付および受講料振込のご案内」を送付いたします。
3	受講者→本学	本学からの受講料振込案内が到着した日より1週間以内に本学指定口座へ受講料振込をお願いいたします。 詳細は、本募集要項「5. 受講料」をご参照ください。
4	本学→受講者	受講料納入確認後、受講票の発送いたします。

申込完了

送付先	〒807-8585 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学 教務課 免許状更新講習担当者 宛 「免許状更新講習申込書類在中」と記載してください。
-----	--

(2) 申込期間

令和3年7月1日（木）～令和3年8月20日（金）

(3) 定員

講習には定員を設けておりますので、定員超過の場合受講できない場合があります。詳細は、別添A内の「1. 講習内容」で募集人数の欄をご参照ください。

(4) 留意事項

修了確認期限前の2年間に30時間（必修6時間、選択必修6時間、選択18時間）以上の更新講習が必要です。令和2年度に実施した講座を受講した方で、今年度、同一講座を受講しても免許状の更新に必要な講習時間（30時間）に加算されませんのでご注意ください。

5 受講料

(1) 受講料

免許状更新講習の受講料の金額は、各講習6,000円です。受講前に受講料納入が必要です。（別途保険料が必要な講習があります。）

(2) 受講料の納入について

締め切り後、開講が決定した講座についてお送りする「仮受付および受講料振込のご案内」に示す指定口座に受講料を納入してください。金融機関での振込手数料は、受講者負担です。受講料の領収書は、お振込の際の受領証をもって代えさせていただくため発行いたしません。また、必ず受講者ご本人様のお名前でお振込ください。

(3) 受講料の返還等

受講料納入後、次の①および②の事由によって受講できなくなった場合は、受講者からの請求に基づき、受講料（納入された額。納入のための振込手数料を除く。以下同じ）の全額または一部を受講者の口座に銀行振り込みにより返還します。なお、③の場合は、受講料は返還しません。

	事由	返還額
①	本学の都合等で開催できない場合 ・ 台風等の自然災害、担当講師の急病、その他本学の都合により教員免許状更新講習が開催されなかった場合 ・ 公共交通機関の異常運転等により受講できなかった場合（講習開設日から3日以内に連絡してください。）	全額返還 （受講料の全額）
②	受講者の都合によって受講できなかった場合 ・ 勤務校の業務、葬儀（二親等以内）、病気などの受講者の事情によって免許状更新講習が受講できないと事前に連絡があった場合 ・ 講習当日の急病（受講者本人の子どもを含む）等などによって、受講できなかった場合（講習開設日から3日以内に連絡してください。）	一部返還（受講料から、事務手数料として1講習につき1,000円と返還に係る金融機関の振込手数料を差し引いた額）
③	その他（受講開始後の早退等を含む）の事由により受講できない場合	受講料は返還できません。

6 免許状更新講習が開催できなくなった場合

(1) 開催しない場合の決定時期、周知方法

	事由	決定時期、周知方法
①	台風等の自然災害、公共交通機関の異常運転、担当講師の急病等で免許状更新講習を開催できない。または、開催することが適切でないと本学が判断した場合	決定時期：本学が判断した時点で決定 周知方法：本学のホームページでお知らせいたします。ただし、自然災害時には、ホームページでの周知ができない場合も想定されます。このような場合は、093-693-3223に電話をしてください。
②	受講希望者が原則5名未満の場合	決定時期：締め切り後、10日以内 周知方法：申込書に記載されたメールアドレスへの送信等

(2) 開催しない場合の対応

台風等の自然災害、公共交通機関の異常運転、担当講師の急病等で免許状更新講習を開催できない、または、開催することが適切でないと本学が判断した場合、受講申込み完了者は、次のいずれかにより対応してください。

① 開催できなくなった免許状更新講習が別の日程で再度開講される場合、その免許状更新講習

習を受講する。(別途申込みが必要)

- ② 上記①の日程で開催する別の免許状更新講習を受講できない場合は、納入済みの受講料返還手続きを行う。

7 講習内容に関する事前アンケート

免許状更新講習では、実施前に講習内容等に関する受講者の意向を把握し、受講者の全体的な意向を講習内容に反映させることになっています。つきましては、申込書と併せて、必ず事前アンケートのご回答をご提出ください。事前アンケートにご回答いただけない場合は、受講をすることができません。

なお、この事前アンケートは、受講者の全体的な意向を把握することを目的として実施するものであり、個々の受講者の意向全てを講習内容等に直接反映することを目的としたものではありません。

8 講習の受講

(1) 講習当日に持参するもの

- ① 受講票（申込書に貼付したものと同一写真を貼付してご持参ください。）
- ② ご本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート等）
- ③ 筆記用具
- ④ 時計（試験時には、携帯電話は使えません。）
- ※ 昼食は各自でご準備ください。
- ※ その他受講に必要なものがある場合は別途お知らせします。

(2) 講習の進行

講習の進行は概ね次のとおりです。詳細は、別添 B「免許状更新講習のタイムスケジュール」でご確認ください。

時間	内容
8:30 ～ 8:50	受講受付
9:00 ～ 15:50	講習（オリエンテーションと休憩を含む）
16:00 ～ 16:40	履修認定試験
16:40 ～	(10分～20分程度) 事後評価を回答後、終了

(3) 受講者による事後評価

免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に、講習の運営状況や効果等について、受講者による事後評価を行なうことが義務づけられています。本学では、各講習の終了後にご回答時間を設けており、原則、当日中にご提出いただくようにしておりますので、ご協力ください。この事後評価が未提出の場合、「履修証明書」の発行はできません。事後評価実施者の氏名は特定できないようになっております。なお、事後評価の結果は、文部科学省から公表されることになっております。

9 履修認定

(1) 履修認定試験の実施

- ① 免許状更新講習の履修を認定するため、試験を実施します。
- ② 試験は各講習日ごとの最後に実施し、講習時間に含まれます。
- ③ 試験は、筆記等で実施します。

(2) 受験資格

免許状更新講習の各講習において 30 分以上欠席した者は、履修認定試験を受験することができません。

(3) 履修認定の評価基準

履修認定の評価基準は、履修認定試験の点数が 6 割以上（100 点満点の場合は 60 点以上）とします。

(4) 履修認定の結果の連絡

履修認定の結果は、原則、講習終了の 2 ヶ月後までに送付しますのでご確認ください。履修認定の結果に対して疑義がある場合は、講習終了後 3 ヶ月以内に本学教務課に連絡してください。

(5) 履修証明書の送付

履修を認定した受講者には、履修証明書を申込書に記載された連絡先に送付します。履修証明書は、教員免許状を更新する際に必要となります。再発行は出来ませんので、大切に保管してください。

※ 事後評価を実施していない受講者には、履修証明書を送付することができません。（「8. (3) 受講者による事後評価」参照）

10 講習会場について

本学で開催する講習はすべて、本学キャンパス内で実施いたします。なお、受講生専用の駐車場はございません。できる限り、公共の交通機関の利用をお願いします。(JR鹿児島本線折尾駅から、徒歩15～20分で本学正門に到着できます。なお、会場までは正門から3分～5分程度かかります。)

大学までのアクセスは、本学HPをご参照ください。

(URL：<http://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/access/>)

また、大学敷地内は、全面禁煙となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

11 受講上特別な措置を必要とする方の受講について

身体に障害を有する等によって、受講上特別な措置を希望する方については、個別にご相談下さい。

12 個人情報の取扱いについて

免許状更新講習で得た個人情報は、免許状更新講習実施のためにのみ使用し、他の目的での使用又は第三者に提供することはありません。なお、一旦提出された書類は、受講受入れの可否に関わらず、返却できませんのでご了承ください。

13 その他

(1) 傷害保険について

免許状更新講習の主催者として、免許状更新講習のための保険には加入しませんので、傷害保険等の加入は、受講者各人の判断により対応願います。ただし、水泳等実技の講習については加入をしていただきます。(保険料本人負担)

(2) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、講座を開講できないことがあります。ご了承ください。

【連絡・お問い合わせ先】

九州共立大学 教務課

〒807-8585 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

TEL: 093-693-3223

FAX: 093-693-3410

Email: kyoshoku@kyukyo-u.ac.jp

窓口時間: 8:30～17:00(平日) 8:30～13:00(第1・3・5土曜)

休み(日曜日・祝祭日・第2・4土曜)

※8月8日(日)～8月18日(水)までは全学休業日となります。